

脱水実験に使用する汚泥の提供について

事業者が本件事業への参入の検討する際、寒川浄水場の実際の汚泥を使用して脱水実験を行なうことを希望する場合、以下の手続きにより汚泥を提供する。

1 申込み

平成14年8月28日(水)から平成14年8月30日(金)まで(必着)に、別添の汚泥提供申込書に必要事項を記載の上、Eメール又は郵送により申し込むこと。

2 申込み先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県企業庁水道局寒川浄水場浄水課水質班
Eメール：ki-josui.3154@pref.kanagawa.jp

3 費用負担等

汚泥は無料で提供するが、寒川浄水場からの汚泥の採取、運搬及び処分等に必要な機器類の使用料等一切の費用は事業者が負担するものとする。

4 提供場所及び提供期間

汚泥は寒川浄水場排水処理施設内で提供するが、採取場所については現地職員の指示によるものとする。原則として事業者の希望の日時に沿うことを予定しているが、希望に添えない場合は寒川浄水場から事業者あてに連絡する。

第1回(高濃度時) 平成14年9月17日(火)～9月20日(金)

第2回(低濃度時) 平成15年1月20日(月)～1月24日(金)

各回とも、午前10時から午後3時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

5 注意事項

- ・ 県企業庁から脱水実験のために提供される汚泥については、産業廃棄物となるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管理及び処分を行なうこと。
- ・ 提供する汚泥の量は原則として事業者の希望する量を提供するが、排水処理業務の都合等で希望に添えないこともある。

汚 泥 提 供 申 込 書

平成 年 月 日

神奈川県企業庁水道局浄水課水質班 担当あて

事業者名	
責任者名	
連絡先	住所 電話番号 FAX番号 Eメール
汚泥提供希望日時	第1回希望日 月 日() 時
	第2回希望日 月 日() 時
希望する汚泥の量	
汚泥の運搬方法	
脱水実験後の汚泥の処理方法	

汚泥の搬出から処分まで責任を負う者を明記すること。また、責任者は汚泥提供場所に必ず立ち会うこと。

汚泥の搬出方法及び脱水実験後の処分方法については、具体的に記載すること。当該項目の記載内容が不明瞭又は不適切な場合は汚泥を提供できないことがある。